

## 広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館等への講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

### 広島県金融広報委員会

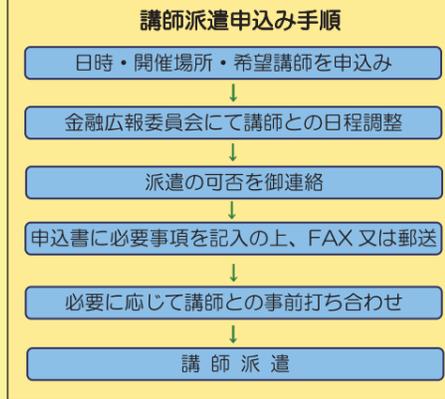
〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内  
電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関等からなる組織です。



【講師をつとめる金融広報アドバイザーの御紹介（平成27年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	いそぎのりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
おおかずこ 太田 和子	・子どもに伝えておきたいこと ・介護保険制度の利用の仕方 ・金銭・金融教育	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
どいけいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	まつおか くによす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
さとうけんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	いいた 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金（本当に必要なお金は）



## あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月~金	9:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
安芸高田市	0826-42-1143	水・金	9:30~16:30
江田島市	0823-40-2212	月~金	10:00~16:00
府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
海田町	082-823-9219	月~金	9:00~16:00
熊野町	082-820-5636	月・水	10:00~16:00
坂町	082-820-1535	水	9:00~16:00
安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
北広島町	0826-72-5571	月・木	10:00~16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
※町の相談日以外の日、竹原市の窓口で相談できます。			
世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00
※祝日・年末年始(広島市は年末年始)は休みです。 また、昼休憩を設けている市町があります。			

### 【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

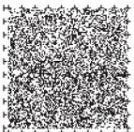
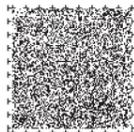
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/1/4/>

消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など

県民相談 ☎082-223-8811 … 相続・遺言、結婚・離婚、交通事故問題など

受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



# ひろしま スクエア

No. 39 (2015年9月発行)

発行：広島県生活センター  
(環境県民局消費生活課)

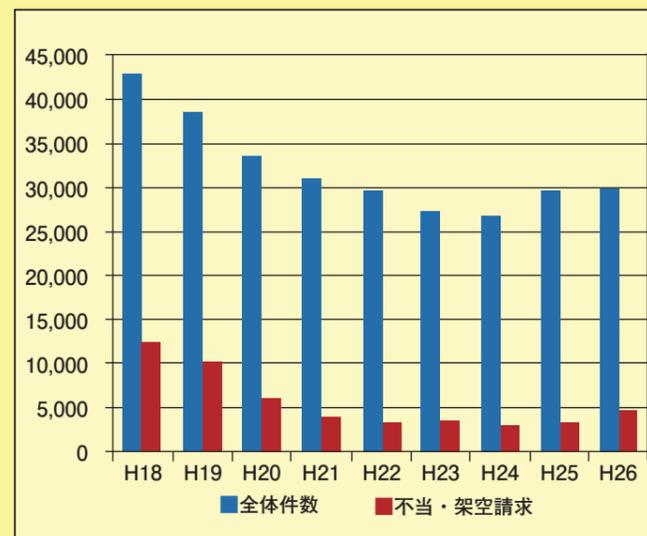


## 平成26年度 消費生活相談状況から

平成26年度に、県及び市町の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談件数は、29,904件で、前年度に比べると298件、率にして1.0%増加しました。このうち「不当請求・架空請求」の相談は、全体の15.8%と最も多くを占め、4,726件で前年度に比べ1,353件、率にして40.1%と大幅に増加しました。これは携帯電話等にショートメールで架空のアダルトサイト利用料の未払金を請求するなどの新たな手口が急増したためと考えられます。〔表1〕

また、商品・サービス別相談件数では、「不動産貸借」が最も多い相談ですが、件数自体は9.4%減少しています。特に変動が目立つものとして、2位の「インターネット通信サービス」が、前年度に比べ68.0%増加しています。一方、9位の「健康食品」は、前年度比70.8%の減となっています。これは、前年度急増した「健康食品の送り付け商法」の相談が沈静化したことによるものと考えられます。〔表2〕

【相談件数の推移】〔表1〕



※関連情報は県HPIに掲載しています。

【商品・サービス別相談件数】〔表2〕

区分	相談内容	件数	前年度比
1位	不動産貸借	1,461	▲9.4%
2位	インターネット通信サービス	1,245	68.0%
3位	融資サービス	1,225	6.8%
4位	商品一般	1,063	18.8%
5位	情報提供サービス	1,054	3.0%
6位	建築・工事等	723	▲0.6%
7位	役務その他	688	16.8%
8位	ファンド型投資商品	665	▲14.0%
9位	健康食品	506	▲70.8%
10位	自動車	460	▲7.1%

(注)「不当請求・架空請求」を除く。

### 目次

インターネットに関するトラブル … 2~3  
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4

協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

# 増えています！インターネットに関するトラブル

## 遠隔操作によるプロバイダの変更

### 【相談事例】

「プロバイダ料金が安くなる。2 か月は無料で使える」と電話勧誘を受け、その場で遠隔操作によってプロバイダを切り替えてもらった。後でこの業者をネットで検索すると、よくない書き込みが多く、家族も反対したため、翌日キャンセルの申出をした。解約は了承されたが、解約料がかからないか心配だ。(60代 女性)



### 【アドバイス】

- プロバイダ変更の勧誘は多くが電話で行われます。契約内容がよく分からないまま、電話口で承諾しないようにしましょう。プロバイダ契約は電話勧誘でもクーリング・オフできません。
- 契約する前に書面の交付を求め、必ず契約する事業者を確認しましょう。また、サービス内容や、利用料が現在よりもいくらか安くなるのかなどもきちんと確認したうえで契約しましょう。従前のプロバイダ契約の解約によるデメリット等も理解し、新たな契約の必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- 勧誘に問題がある場合や遠隔操作前なら無条件で解約できることもあるので、事業者申し出ても解決しない場合は、消費生活センターへ相談しましょう。

## アダルトサイトの請求トラブル

### 【相談事例】

無料のアダルトサイトへ入ったところ、「登録完了しました」と請求画面が出たので、慌てて電話をして間違えて入ったことを説明した。「規約の中に料金の説明がある。支払わないと家族に言う」と言われた。名前や住所は伝えていないが、本日中に12万円支払わないと法的手続きをしないとメールが届いた。どうしたらよいか。(50代 男性)



### 【アドバイス】

- アダルトサイトの不当請求に関する相談は男女を問わず、また、小学生から高齢者まで幅広い年齢層から数多く寄せられています。無料だと思っても、料金を請求されることがあるので、不用意にアクセスしないようにしましょう。
- 料金の請求画面に、IPアドレスやスマートフォンの個体識別番号等が表示されることがありますが、それによって消費者の住所・氏名などを特定してはなりません。また、請求画面の表示と同時にシャッター音を鳴らし、写真を撮られたように感じさせる手口もありますが、サイトの閲覧だけでは音を出すことができても、カメラ機能を制御したり、撮影した写真を業者に送信したりすることはできません。個人情報知られてしまう危険性もあるので、決して業者に連絡しないようにしましょう。
- 身に覚えのない請求や、請求内容に納得できない場合には、あわてて支払ってはいけません。困ったときは、まずは消費生活センターへ相談しましょう。

## アフィリエイト

アフィリエイトとは、提携先の商品広告を自分のウェブサイト上に掲載し、その広告をクリックした人が提携先から商品を購入する等した場合、一定額の報酬が得られるというものです。

アフィリエイトに関する相談は、平成18年頃から急増しており、平成22年度に最多を記録した後、一時減少しましたが、再び増加傾向が続いています。最近の相談をみると、「友人やSNSで知り合った人からアフィリエイトを紹介され、知り合いを勧誘して会員を増やせば収入が得られると説明された」というマルチ商法的な勧誘が目立ち、20歳代からの相談が多いのが特徴です。

### 【相談事例】

友人から「海外のオンラインゲームのカジノを人に紹介すれば紹介料が入るし、カジノの収益の1%も入ってくる」とアフィリエイト契約の勧誘を受けた。消費者金融でキャッシングをし、登録料20万円を支払い、友人2人にアフィリエイト契約の紹介をした。ホームページから会員登録し、ネットバンキングの口座を作ると、5万円が入金されたが、怪しいので解約したい。書面は交付されていないが、2年間で初期費用分の利益が得られなかった場合差額が返金されると言われている。(20代 女性)



### 【アドバイス】

- マルチ商法的な親しい人や仲間からの勧誘は断りにくいものですが、経済的被害だけでなく人間関係を損なうこともあるので、契約の意思がない場合はきっぱりと断りましょう。
- 解約しようとしても、海外事業者の場合、交渉も難しく、日本の法律が及ばない場合もあります。2年後の返金保証もあてになりません。勧誘時に説明された収入をあてにして、消費者金融やカードローンなどで無理な借入れをしないようにしましょう。
- アフィリエイトは、広告をクリックする人や商品を買ってくれる人を増やさなければ利益は得られません。そのため、自分のウェブサイトのアクセス数を増やすための様々な工夫や努力が必要です。「簡単にお金を稼げる」「数分の作業で高額収入を得られる」という勧誘には注意しましょう。

## インターネットに関するトラブルに遭わないために

- ◆ 怪しいサイトやメールには日頃から注意しましょう！
- ◆ 身に覚えのない請求には応じないようにしましょう！
- ◆ 困ったら、まずは消費生活センター等へ相談しましょう！

インターネットには様々な危険が潜んでいます。困ったらまずは相談しましょう！

